

第4章 計画の推進

第1節 推進体制

環境協議会において、本計画の総合的な進行管理を行います。

計画の進行状況は、市民・事業者などへ公表するとともに、環境審議会に報告します。また、計画の見直し等については、環境審議会に諮問します。

【大村市環境審議会】

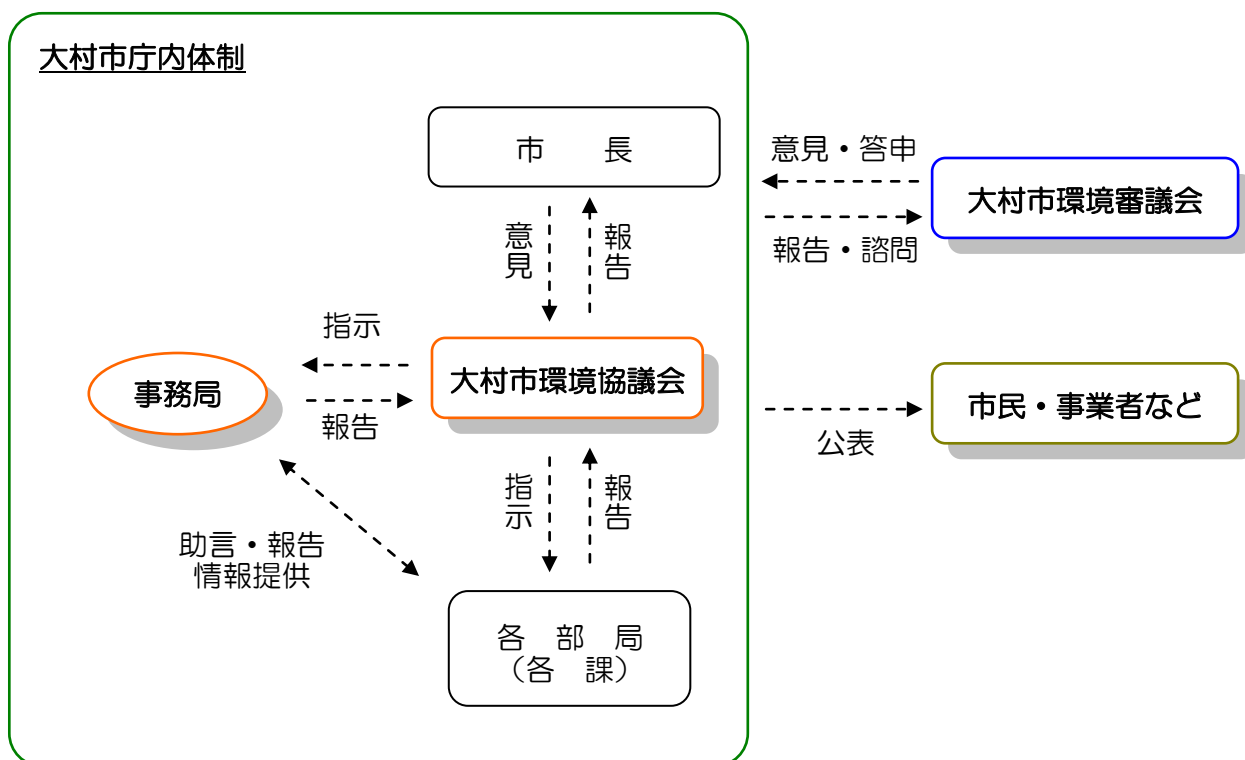
大村市環境基本条例第21条に基づき、大村市の環境の保全に関する基本的事項について調査審議を行う組織で、計画の進行状況等に関する報告を受けて、これに対して意見を述べます。

【大村市環境協議会】

庁内各部局の代表者で構成し、本計画の進行状況や見直すべき事項等についての把握と調整を行います。

【事務局】

計画の進行状況の把握を行います。



第2節 進行管理

進行管理は、環境マネジメントの考え方に基づき、PDCA方式により実施します。

■ Plan=計画

環境基本計画の策定・改定を行います。

■ Do=実施

本計画に基づき、関係各課において、施策を実施します。

■ Check=点検

各施策で設定した関連指標及び取組状況を把握し、本計画の進行状況を点検します。また、その結果をとりまとめ、公表します。

■ Action=見直し

施策の点検の結果をもとに、必要に応じて施策・事業の見直しを行い、取組方針や組織体制等に反映します。

